

# 「支え合いポイント制度」が始まります

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

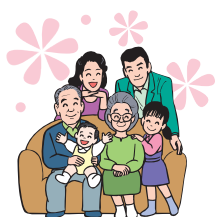
「支え合いポイント制度」は、高齢者や障がい者等をボランティア活動等により地域全体で支え、自らの社会参加を促し、地域貢献を行うことで互助・共助の意識を地域全体で共有し、地域コミュニティの支え合いや、人にやさしい地域社会づくりを目指す制度です。

平成31年（2019年）4月より実施しています。まずは事前登録をお願いします。

## みんなで支え合うポイント制度

### 「支え合いポイント制度」の利用手順

- ① ボランティア提供者の事前登録をします
- ② 窓口で支え合いポイント手帳を交付します
- ③ 支え合い対象活動の提供
- ④ ボランティア利用者が、支え合いポイントを付与します（手帳に押印）
- ⑤ 20ポイントで「入浴優待券」と交換できます  
※ポイント交換は随時行えます。優待券の交換は年度末の3月末までで、ポイントの繰越はできません。
- ⑥ 入浴優待券を交付します
- ⑦ 「入浴優待券」を入浴施設に提示し、半券を渡します



### 実施主体

役場 住民福祉課  
（介護高齢者係）

①  
⑤

②  
⑥

### ボランティア提供者

- ・ 町内に住所を有する者
- ・ 事前登録が必要  
（未成年の場合は保護者の同意要）

⑦

③

④

### 優待券が使える入浴施設

- ・ 八峯苑鹿の湯
- ・ ゆ〜とろん水神の湯
- ・ 道の駅鳶木宿つたの湯
- ・ 清泉荘 ・ ふれあいセンター

### ボランティア利用者

- ・ 高齢者
- ・ 障がい者等

## 支え合いポイント対象活動

| (1) 利用者宅における活動 (P=ポイント) |           |
|-------------------------|-----------|
| ア. ゴミ出し                 | 1 P / 30分 |
| イ. 買い物代行                | 1 P / 30分 |
| ウ. 電球交換                 | 1 P / 30分 |
| エ. 雪かき                  | 4 P / 30分 |
| (2) 社会福祉協議会が行う事業        |           |
| ア. 配食サービス（配達）           | 1 P / 30分 |
| イ. 配食サービス（調理）           | 1 P / 30分 |
| (3) その他、町長が必要と認める活動     |           |
|                         | 1 P / 30分 |

## ボランティア利用対象者

- ① 75歳以上の虚弱な高齢者のみ世帯
- ② 障害者基本法第2条第1号に規定する者のみ世帯  
概ね次の者 身体障害者1・2級の者  
療育手帳A1・A2の者  
精神保健福祉手帳1・2級の者  
難病患者で日常生活が困難な者
- ③ ①②が同居する世帯
- ④ 要介護・要支援認定者のみの独り暮らし世帯
- ⑤ その他、特に町長が必要と認める世帯

- ・ 支え合いポイント手帳は、役場介護高齢者係、地域包括支援センター、町社会福祉協議会の窓口で交付されます。
- ・ ボランティア利用者は、対象活動の活動時間に応じ、ポイントを付与します。
- ・ 一日に付与することができるポイント上限は3Pです。なお、雪かきは30分4Pとし、一日8Pを上限とします。
- ・ 個人が依頼した場合は、依頼者に認印を押してもらいます。町社会福祉協議会が依頼した場合は、町社会福祉協議会がスタンプを押します。